

地域を一体的に整備したいときは（農地整備事業）

① 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地を対象として、農業者から工事にかかる費用負担を求めずに、県が農地整備を実施する制度です。

1) 負担割合

国 62.5% 県 27.5% 市町 10% **農業者 0%**

2) 実施要件

- ☑ 事業対象農地の全てについて、**農地中間管理権が設定**されていること。
- ☑ 事業対象農地が**10ha以上**（中山間地域は**5ha以上**）であること。
[各団地が**1ha以上**（中山間地域は**0.5ha以上**）の連坦化した農地であること]
- ☑ 農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から**15年間以上**設定されていること。
- ☑ 全ての事業対象農地が担い手に集積することを機構の方針として設定していること。
- ☑ 事業対象農地の**8割以上**を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- ☑ 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に**2.0%以上**向上すること。

※このほか細部要件等がありますので、詳細については県農地整備課又は最寄りの農業振興事務所にお問い合わせください。

② 農地整備事業（経営体育成型）

担い手の効率的、安定的な農業経営を確保するため、必要な生産基盤の整備と担い手の育成・支援を一体的に実施する事業です。

1) 負担割合

国 50% 県 30% 市町・農業者 20%

2) 実施要件

- ☑ 目標年度における担い手の経営等農用地面積の割合が8割以上
- ☑ 事業の受益面積が20ha以上など

3) 農地集積による費用負担軽減制度の活用

中心経営体（人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体）への農地の利用集積・集約化を進めるため、目標年度までに達成した集積率等の実績に応じて促進費を交付します。

※促進費は、整備事業にかかる農業者の負担金の償還等に充てられます。

問い合わせ先（組織名・電話番号）

組織名	電話	組織名	電話
栃木県農政部農地整備課	028-623-2360	下都賀農業振興事務所	0282-23-3428
河内農業振興事務所	028-626-3097	塩谷南那須 農業振興事務所	0287-43-1261
上都賀農業振興事務所	0289-62-6146	那須農業振興事務所	0287-23-2153
芳賀農業振興事務所	0285-82-4665	安足農業振興事務所	0283-22-2355

農地のリフォーム

しませんか

～簡易整備による農作業効率化で規模拡大～！～

区画
拡大

農作業
効率化

大型機械
導入

経営規模拡大

令和3（2021）年6月
栃木県農地整備課

こんなお悩みありませんか？



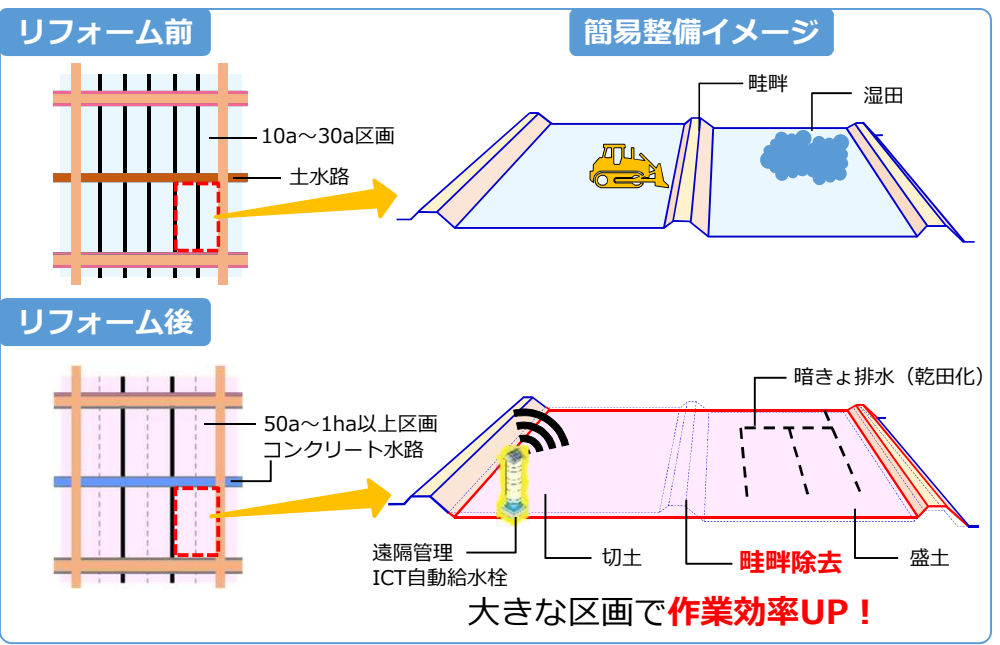
- ・隣り合わせの田んぼをひとつにしたい
- ・排水性が悪くて大型機械が使えない
- ・野菜に取り組みたいけれど湿田で作れない
- ・土水路の維持管理に手間がかかる
- ・水口の箇所が多くて水管理が大変

簡易な整備で農地のリフォームをしましょう！

- ・隣り合わせの田んぼは、畦畔除去で大区画化！
- ・排水性向上には、暗きょ排水の整備！
- ・コンクリート水路で維持管理の省力化！
- ・田んぼの水管理をICTで遠隔操作・自動制御！



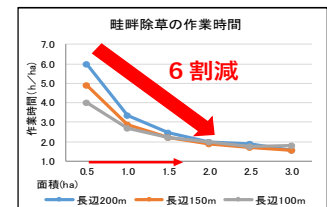
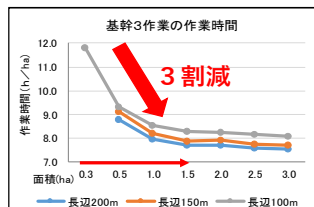
農地リフォーム（簡易整備）のイメージ



農地リフォームの効果

畦畔除去による大区画化 農作業効率化

- ・基幹3作業の作業時間が**約3割減**（基幹3作業：耕耘・代かき、田植、収穫）
- ・畦畔除草の作業時間が**約6割減**



※県農地整備課調査

暗きょ排水による乾田化 収益性の向上

- ・乾田化により**大型機械の導入**が可能
- ・地下水位の低下により、**露地野菜の収量安定**

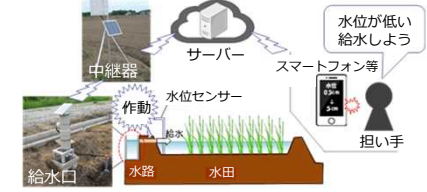


現況のほ場

整備後のほ場（イメージ）

ICT自動給水栓 省力化

- ・遠隔操作により、水管理にかかる**労働時間を約8割減** ※農研機構調査



※ハード事業と一体的に取り組む必要があります。

簡易な整備を行うときは（農地耕作条件改善事業）

事業の目的

農地中間管理機構の重点実施区域等の農地を対象に、区画拡大や暗渠排水、農業用排水路、農作業道の更新等の基盤整備を、小面積でもきめ細かに支援します。

事業の内容

- ① 定率助成**
 事業種類：区画整理、農業用排水施設、暗渠排水、農作業道、管理省力化支援等
 負担割合：国 50(55)% 県 15(20)% 市町・農業者 35(25)%
 ※団体営の場合 ※()は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯
- ② 定額助成** ※定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
 事業種類：区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、用排水路や農道の更新整備
 助成単価：区画拡大(10.5万円/10a)：ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合
 暗渠排水(15.0万円/10a)：バックホウ施工を用い、表土扱いを行う場合

事業主体

県、市町、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

実施要件

- ☑ 農地中間管理事業による農地の集積を行う地域（農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域等）
- ☑ ハード事業の事業費200万円以上
- ☑ 受益者数2者以上